

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	耕作、収穫の様子がない	1月16日(金)
	耕作、収穫の様子がない	
	耕作、収穫の様子がない	
	雑草繁茂、雑木あり	
	雑草繁茂	
	雑草繁茂	

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員 高橋 雅弘

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	雑草の繁茂 農地の半分が作付されていない	1月16日(金)

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員

斎藤 五郎

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	雑草の繁茂	1月16日(金)

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員

下田 浩

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	農地全体の肥培管理がされていない、耕作できる状態でない	1月16日(金)
	農地全体の肥培管理がされていない、耕作できる状態でない	
	肥培管理がされていない、垣根が適正に管理されていない	
	肥培管理がされていない、垣根が適正に管理されていない	

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員
齊藤 五郎

農業委員会事務局
担当: 安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	雑草が繁茂している	1月16日(金)
	耕作・収穫の実態がない	
	耕作・収穫の実態がない	
	耕作・収穫の実態がない	

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員 中村 良典

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	肥培管理が出来ていない 資材の管理 道路に樹木の枝が出ている	1月16日(金)

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員

内田 富行

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	垣根が適正に管理されていない	1月16日(金)
	垣根が適正に管理されていない	

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員
中村 良典

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820

事務連絡
令和7年12月10日

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
	生産性のない樹木、雑草の繁茂	1月16日(金) までにご連絡ください
	10月下旬以外での年を通しての雑草繁茂、耕作・収穫の実態がない	

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

2 地区担当農業委員

高橋 雅弘

農業委員会事務局
担当：安達・樋口・本田
TEL 042-420-2820